

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号）の一部改正の新旧対照表

○平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編））

（赤字傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （事業者編）</p>	<p style="text-align: center;">特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （事業者編）</p>
<p>目次 （略）</p>	<p>目次 （略）</p>
<p>第 1 ～ 第 3 （略）</p>	<p>第 1 ～ 第 3 （略）</p>
<p>第 4 各論 第 4 - 1 （略）</p>	<p>第 4 各論 第 4 - 1 （略）</p>
<p>第 4 - 2 特定個人情報の安全管理措置等 第 4 - 2 - (1) 委託の取扱い</p>	<p>第 4 - 2 特定個人情報の安全管理措置等 第 4 - 2 - (1) 委託の取扱い</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点 （略）</p> <p>（関係条文） （略）</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点 （略）</p> <p>（関係条文） （略）</p> </div>

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2 再委託 (番号法第10条、第11条)</p> <p>A (略)</p> <p>B 再委託の効果 (第10条第2項)</p> <p>再委託を受けた者は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の「委託を受けた者」とみなされ、再委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行うことができるほか、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、その事務を更に再委託することができる。</p> <p>* (略)</p> <p><u>* 「委託を受けた者」が、番号法第10条の規定に違反して、最初の委託者の許諾を得ずに個人番号関係事務又は個人番号利用事務を再委託した場合、「委託を受けた者」は同法第19条(提供制限)にも違反することとなり、当該再委託を受けた者も同法第15条(提供の求めの制限)及び第20条(収集・保管制限)に違反すると判断される可能性があるため、留意する必要がある。</u></p> <p>C (略)</p> <p>第4-2-(2) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 再委託 (番号法第10条、第11条)</p> <p>A (略)</p> <p>B 再委託の効果 (第10条第2項)</p> <p>再委託を受けた者は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の「委託を受けた者」とみなされ、再委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行うことができるほか、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、その事務を更に再委託することができる。</p> <p>* (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>C (略)</p> <p>第4-2-(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第4-3 特定個人情報の提供制限等 第4-3-(1) (略)</p> <p>第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <div data-bbox="163 496 1102 756" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点 (略)</p> <p>(関係条文) (略)</p> </div> <p>1 (略)</p> <p>2 特定個人情報の提供制限 (番号法第19条) 何人も、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を「提供」してはならない。 事業者が特定個人情報を提供できるのは、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務のために従業員等の特定個人情報を行政機関等及び健康保険組合等に提供する場合等に限られる。</p> <p>A (略)</p>	<p>第4-3 特定個人情報の提供制限等 第4-3-(1) (略)</p> <p>第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <div data-bbox="1135 496 2074 756" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点 (略)</p> <p>(関係条文) (略)</p> </div> <p>1 (略)</p> <p>2 特定個人情報の提供制限 (番号法第19条) 何人も、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を「提供」してはならない。 事業者が特定個人情報を提供できるのは、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務のために従業員等の特定個人情報を行政機関等及び健康保険組合等に提供する場合等に限られる。</p> <p>A (略)</p>

改正後	改正前
<p>B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から第16号まで）</p> <p>特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち事業者が関わるものは、次のとおりである。</p> <p>a～c （略）</p> <p>d 委託、合併に伴う提供（第5号）</p> <p>特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継が行われたときは、特定個人情報を提供することが認められている。</p> <p>* （略）</p> <p>* （略）</p> <p><u>* 個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託を受けた者が、番号法第10条の規定に違反して、最初の委託者の許諾を得ずに当該個人番号関係事務又は個人番号利用事務を再委託した場合、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は同法第19条第5号の提供に該当しないため、提供制限にも違反することとなる。</u></p> <p>e 情報提供ネットワークシステムを通じた提供（第7号及</p>	<p>B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から第16号まで）</p> <p>特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち事業者が関わるものは、次のとおりである。</p> <p>a～c （略）</p> <p>d 委託、合併に伴う提供（第5号）</p> <p>特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継が行われたときは、特定個人情報を提供することが認められている。</p> <p>* （略）</p> <p>* （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>e 情報提供ネットワークシステムを通じた提供（第7号及</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="280 252 741 336">び第8号、番号法施行令 第20条) (略)</p> <p data-bbox="232 403 367 435">f (略)</p> <p data-bbox="224 504 1106 590">g 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供 (第14号、番号法施行令 第25条、同施行令別表)</p> <p data-bbox="241 608 1106 1297">①各議院の審査、調査の手續、②訴訟手續その他の裁判所における手續、③裁判の執行、④刑事事件の捜査、⑤租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査、⑥会計検査院の検査が行われるとき、⑦公益上の必要があるときには、特定個人情報を提供することができる。⑦の公益上の必要があるときは、番号法施行令 第25条 で定められており、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)の規定による犯則事件の調査(番号法施行令別表第2号)、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)の規定による犯則事件の調査(同表第4号)、租税調査(同表第8号)、個人情報保護法の規定による報告徴収(同表第19号)、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号)の規定による届出(同表第23号)等がある。</p> <p data-bbox="232 1366 367 1398">h (略)</p>	<p data-bbox="1252 252 1713 336">び第8号、番号法施行令 第21条) (略)</p> <p data-bbox="1205 403 1339 435">f (略)</p> <p data-bbox="1196 504 2078 590">g 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供 (第14号、番号法施行令 第26条、同施行令別表)</p> <p data-bbox="1214 608 2078 1297">①各議院の審査、調査の手續、②訴訟手續その他の裁判所における手續、③裁判の執行、④刑事事件の捜査、⑤租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査、⑥会計検査院の検査が行われるとき、⑦公益上の必要があるときには、特定個人情報を提供することができる。⑦の公益上の必要があるときは、番号法施行令 第26条 で定められており、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)の規定による犯則事件の調査(番号法施行令別表第2号)、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)の規定による犯則事件の調査(同表第4号)、租税調査(同表第8号)、個人情報保護法の規定による報告徴収(同表第19号)、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号)の規定による届出(同表第23号)等がある。</p> <p data-bbox="1205 1366 1339 1398">h (略)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="197 252 338 284">C (略)</p> <p data-bbox="159 352 611 384">第4-3-(3) 収集・保管制限</p> <div data-bbox="159 395 1102 651" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="174 411 248 443">要点</p> <p data-bbox="197 459 255 491">(略)</p> <p data-bbox="197 560 349 592">(関係条文)</p> <p data-bbox="197 608 255 639">(略)</p> </div> <p data-bbox="159 715 304 746">● (略)</p> <p data-bbox="197 815 387 847">A 収集制限</p> <p data-bbox="219 868 1106 1203">「収集」とは、集める意思を持って自己の占有に置くことを意味し、例えば、人から個人番号を記載したメモを受け取ること、人から聞き取った個人番号をメモすること等、直接取得する場合のほか、電子計算機等を操作して個人番号を画面上に表示させ、その個人番号を書き取ること、プリントアウトすること等を含む。一方、特定個人情報の提示を受けただけでは、「収集」に当たらない。</p> <p data-bbox="219 1273 349 1305">* (略)</p> <p data-bbox="219 1374 349 1406">* (略)</p>	<p data-bbox="1169 252 1310 284">C (略)</p> <p data-bbox="1131 352 1583 384">第4-3-(3) 収集・保管制限</p> <div data-bbox="1131 395 2074 651" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1146 411 1220 443">要点</p> <p data-bbox="1169 459 1227 491">(略)</p> <p data-bbox="1169 560 1321 592">(関係条文)</p> <p data-bbox="1169 608 1227 639">(略)</p> </div> <p data-bbox="1131 715 1276 746">● (略)</p> <p data-bbox="1169 815 1359 847">A 収集制限</p> <p data-bbox="1191 868 2078 1203">「収集」とは、集める意思を持って自己の占有に置くことを意味し、例えば、人から個人番号を記載したメモを受け取ること、人から聞き取った個人番号をメモすること等、直接取得する場合のほか、電子計算機等を操作して個人番号を画面上に表示させ、その個人番号を書き取ること、プリントアウトすること等を含む。一方、特定個人情報の提示を受けただけでは、「収集」に当たらない。</p> <p data-bbox="1191 1273 1321 1305">* (略)</p> <p data-bbox="1191 1374 1321 1406">* (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>* 番号法第10条において、最初の委託者の許諾を得ずに個人番号関係事務又は個人番号利用事務の再委託を行うことは認められない点が明示されており、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は、同法第19条各号のいずれにも該当しない。</u></p> <p><u>このため、最初の委託者の許諾を得ていることを確認せずに個人番号関係事務又は個人番号利用事務の再委託を受け、結果として、最初の委託者の許諾を得ていない再委託に伴って特定個人情報を収集した場合、番号法違反と判断される可能性がある。</u></p> <p><u>ただし、例えば、個人番号を取り扱う委託業務であることが委託契約書等において明らかでないなど、当該再委託が「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の再委託」に該当することを、当該再委託を受ける者が認識できない状況で再委託が行われていた場合は、一般に、特定個人情報を収集したとは解されない。</u></p> <p>B (略)</p> <p>第4-3-(4) (略)</p> <p>第4-4～第4-7 (略)</p> <p>(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置 (事業者編) (略)</p> <p>(巻末資料) (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>B (略)</p> <p>第4-3-(4) (略)</p> <p>第4-4～第4-7 (略)</p> <p>(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置 (事業者編) (略)</p> <p>(巻末資料) (略)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="248 248 1032 336">(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン</p> <p data-bbox="163 403 237 488">目次 (略)</p> <p data-bbox="163 555 304 587">1 (略)</p> <p data-bbox="163 655 674 687">2 特定個人情報の安全管理措置等</p> <p data-bbox="163 707 483 738">2-1 委託の取扱い</p> <div data-bbox="163 751 1102 1007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="174 762 248 847">要点 (略)</p> <p data-bbox="197 914 349 999">(関係条文) (略)</p> </div> <p data-bbox="163 1066 304 1098">1 (略)</p> <p data-bbox="163 1166 719 1198">2 再委託 (番号法第 10 条、第 11 条)</p> <p data-bbox="197 1217 338 1249">A (略)</p> <p data-bbox="197 1318 685 1350">B 再委託の効果 (第10条第 2 項)</p> <p data-bbox="248 1369 1102 1401">再委託を受けた者は、個人番号関係事務の全部又は一部の</p>	<p data-bbox="1220 248 2004 336">(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン</p> <p data-bbox="1133 403 1207 488">目次 (略)</p> <p data-bbox="1133 555 1274 587">1 (略)</p> <p data-bbox="1133 655 1644 687">2 特定個人情報の安全管理措置等</p> <p data-bbox="1133 707 1453 738">2-1 委託の取扱い</p> <div data-bbox="1133 751 2072 1007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1144 762 1218 847">要点 (略)</p> <p data-bbox="1167 914 1319 999">(関係条文) (略)</p> </div> <p data-bbox="1133 1066 1274 1098">1 (略)</p> <p data-bbox="1133 1166 1688 1198">2 再委託 (番号法第 10 条、第 11 条)</p> <p data-bbox="1167 1217 1308 1249">A (略)</p> <p data-bbox="1167 1318 1655 1350">B 再委託の効果 (第10条第 2 項)</p> <p data-bbox="1218 1369 2072 1401">再委託を受けた者は、個人番号関係事務の全部又は一部の</p>

改正後	改正前
<p>「委託を受けた者」とみなされ、再委託を受けた個人番号関係事務を行うことができるほか、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、その事務を更に再委託することができる。</p> <p>* (略)</p> <p><u>* 「委託を受けた者」が、番号法第10条の規定に違反して、最初の委託者の許諾を得ずに個人番号関係事務を再委託した場合、「委託を受けた者」は同法第19条（提供制限）にも違反することとなり、当該再委託を受けた者も同法第15条（提供の求めの制限）及び第20条（収集・保管制限）に違反すると判断される可能性があるため、留意する必要がある。</u></p> <p>C (略)</p> <p>2-(2) (略)</p> <p>3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>3-(1) (略)</p> <p>3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p>	<p>「委託を受けた者」とみなされ、再委託を受けた個人番号関係事務を行うことができるほか、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、その事務を更に再委託することができる。</p> <p>* (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>C (略)</p> <p>2-(2) (略)</p> <p>3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>3-(1) (略)</p> <p>3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p>
<p>要点</p>	<p>要点</p>

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>(関係条文)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(関係条文)</p> <p>(略)</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 特定個人情報の提供制限 (番号法第 19 条)</p> <p>何人も、番号法で限定的に明記された場合を除き、<u>特定個人情報を「提供」してはならない。</u></p> <p>金融機関が特定個人情報を提供できるのは、支払調書等に顧客の個人番号を記載して税務署長に提出する場合等に限られる。</p> <p>A (略)</p> <p>B 特定個人情報を提供できる場合 (番号法第 19 条第 1 号から第 16 号まで)</p> <p>特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち金融業務に関わるものは、次のとおりである。</p> <p>a・b (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 特定個人情報の提供制限 (番号法第 19 条)</p> <p>何人も、番号法で限定的に明記された場合を除き、<u>特定個人情報を「提供」してはならない。</u></p> <p>金融機関が特定個人情報を提供できるのは、支払調書等に顧客の個人番号を記載して税務署長に提出する場合等に限られる。</p> <p>A (略)</p> <p>B 特定個人情報を提供できる場合 (番号法第 19 条第 1 号から第 16 号まで)</p> <p>特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち金融業務に関わるものは、次のとおりである。</p> <p>a・b (略)</p>

改正後	改正前
<p>c 委託、合併に伴う提供（第5号）</p> <p>特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継が行われたときは、特定個人情報を提供することが認められている。</p> <p>* （略）</p> <p><u>* 個人番号関係事務の委託を受けた者が、番号法第10条の規定に違反して、最初の委託者の許諾を得ずに当該個人番号関係事務を再委託した場合、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は同法第19条第5号の提供に該当しないため、提供制限にも違反することとなる。</u></p> <p>d 株式等振替制度を活用した提供（第11号、番号法施行令第23条、第24条）</p> <p>振替機関又は口座管理機関は、社債等の発行会社、他の振替機関又は口座管理機関に対し、各者をつなぐオンラインシステムを利用して、「社債、株式等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号）の規定等に基づき、支払調書に記載されるべき個人番号として株主が振替機関又は口座管理機関に告知した特定個人情報を、その特定個人情報の安全を確保するための必要な措置^(注)を講じた上で、提供することができる。</p>	<p>c 委託、合併に伴う提供（第5号）</p> <p>特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継が行われたときは、特定個人情報を提供することが認められている。</p> <p>* （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>d 株式等振替制度を活用した提供（第11号、番号法施行令第24条、第25条）</p> <p>振替機関又は口座管理機関は、社債等の発行会社、他の振替機関又は口座管理機関に対し、各者をつなぐオンラインシステムを利用して、「社債、株式等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号）の規定等に基づき、支払調書に記載されるべき個人番号として株主が振替機関又は口座管理機関に告知した特定個人情報を、その特定個人情報の安全を確保するための必要な措置^(注)を講じた上で、提供することができる。</p>

改正後	改正前
<p>* (略)</p> <p>(注) 特定個人情報の安全を確保するための必要な措置については、番号法施行令 第24条 に次のとおり定められている。</p> <p>① 特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供を受ける者の名称、提供の日時及び主務省令で定める事項を記録し、その記録を7年間保存すること</p> <p>② 提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること</p> <p>③ 主務省令によって定められた特定個人情報の安全を確保するための措置の実施を行うこと</p> <p>e (略)</p> <p>f 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供 (第14号、番号法施行令 第25条、同施行令別表)</p> <p>①各議院の審査、調査の手續、②訴訟手續その他の裁判所における手續、③裁判の執行、④刑事事件の捜査、⑤租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査、⑥会計検査院の検査が行われるとき、⑦公益上の必要があるときに</p>	<p>* (略)</p> <p>(注) 特定個人情報の安全を確保するための必要な措置については、番号法施行令 第25条 に次のとおり定められている。</p> <p>① 特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供を受ける者の名称、提供の日時及び主務省令で定める事項を記録し、その記録を7年間保存すること</p> <p>② 提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること</p> <p>③ 主務省令によって定められた特定個人情報の安全を確保するための措置の実施を行うこと</p> <p>e (略)</p> <p>f 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供 (第14号、番号法施行令 第26条、同施行令別表)</p> <p>①各議院の審査、調査の手續、②訴訟手續その他の裁判所における手續、③裁判の執行、④刑事事件の捜査、⑤租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査、⑥会計検査院の検査が行われるとき、⑦公益上の必要があるときに</p>

改正後	改正前		
<p>は、特定個人情報を提供することができる。⑦の公益上の必要があるときは、番号法施行令 第25条 で定められており、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）の規定による犯則事件の調査（番号法施行令別表第2号）、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）の規定による犯則事件の調査（同表第4号）、租税調査（同表第8号）、個人情報保護法の規定による報告徴収（同表第19号）、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）の規定による届出（同表第23号）等がある。</p> <p>g （略）</p> <p>C （略）</p> <p>3-(3) 収集・保管制限</p>	<p>は、特定個人情報を提供することができる。⑦の公益上の必要があるときは、番号法施行令 第26条 で定められており、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）の規定による犯則事件の調査（番号法施行令別表第2号）、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）の規定による犯則事件の調査（同表第4号）、租税調査（同表第8号）、個人情報保護法の規定による報告徴収（同表第19号）、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）の規定による届出（同表第23号）等がある。</p> <p>g （略）</p> <p>C （略）</p> <p>3-(3) 収集・保管制限</p>		
<table border="1" data-bbox="163 1054 1102 1310"> <tr> <td> <p>要点 (略)</p> <p>(関係条文) (略)</p> </td> </tr> </table> <p>● (略)</p>	<p>要点 (略)</p> <p>(関係条文) (略)</p>	<table border="1" data-bbox="1135 1054 2074 1310"> <tr> <td> <p>要点 (略)</p> <p>(関係条文) (略)</p> </td> </tr> </table> <p>● (略)</p>	<p>要点 (略)</p> <p>(関係条文) (略)</p>
<p>要点 (略)</p> <p>(関係条文) (略)</p>			
<p>要点 (略)</p> <p>(関係条文) (略)</p>			

改正後	改正前
<p>A 収集制限</p> <p>「収集」とは、集める意思を持って自己の占有に置くことを意味し、例えば、人から個人番号を記載したメモを受け取ること、人から聞き取った個人番号をメモすること等、直接取得する場合のほか、電子計算機等を操作して個人番号を画面上に表示させ、その個人番号を書き取ること、プリントアウトすること等を含む。一方、特定個人情報の提示を受けただけでは、「収集」に当たらない。</p> <p>* (略)</p> <p>* (略)</p> <p>* (略)</p> <p>* (略)</p> <p><u>* 番号法第10条において、最初の委託者の許諾を得ずに個人番号関係事務の再委託を行うことは認められない点が明示されており、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は、同法第19条各号のいずれにも該当しない。</u></p> <p><u>このため、最初の委託者の許諾を得ていることを確認せずに個人番号関係事務の再委託を受け、結果として、最初の委託者の許諾を</u></p>	<p>A 収集制限</p> <p>「収集」とは、集める意思を持って自己の占有に置くことを意味し、例えば、人から個人番号を記載したメモを受け取ること、人から聞き取った個人番号をメモすること等、直接取得する場合のほか、電子計算機等を操作して個人番号を画面上に表示させ、その個人番号を書き取ること、プリントアウトすること等を含む。一方、特定個人情報の提示を受けただけでは、「収集」に当たらない。</p> <p>* (略)</p> <p>* (略)</p> <p>* (略)</p> <p>* (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>得ていない再委託に伴って特定個人情報を収集した場合、番号法違反と判断される可能性がある。</u></p> <p><u>ただし、例えば、個人番号を取り扱う委託業務であることが委託契約書等において明らかでないなど、当該再委託が「個人番号関係事務の再委託」に該当することを、当該再委託を受ける者が認識できない状況で再委託が行われていた場合は、一般に、特定個人情報を収集したとは解されない。</u></p> <p>B (略)</p> <p>3-(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>B (略)</p> <p>3-(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>